

殿

新型コロナウイルス不活化保証サービス事業について

【不活化トータルサービス】

令和3年1月

不活化保証サービス事業者



目 次

▷目 次

I.新型コロナウイルス不活化保証サービスについて	1
II.概 要	1
III.しくみ	2
IV.新型コロナウイルス不活化保証サービスの流れ	3
V.契約内容1/3	4
契約内容2/3	5
契約内容3/3	6
VI.不活化方法について	6

I. 新型コロナ不活化保証サービスについて

- 新型コロナ不活化保証サービスは、お客様が指定エリアの決定を行い、不活化方法（人に安全な波長装置、空気清浄機、サーマルカメラなど）をサービス事業者が不活化エリアに設置し、2年間の契約にてコロナの不活化を保証するサービスです。

この保証サービスは、不活化保証エリアで、新型コロナウイルスへの感染が認められた場合、頂いたサービス料は全額返金するものとする。

※空気清浄機、サーマルカメラはオプションです。

II. 概要

- ① お客様にて不活化エリアの案を出し、サービス事業者にてエリアの可否を判断し、不活化に必要なポイント数を決める。
- ② 契約は2年間とする。サービス料の支払いは、試算提案書によるものとする。
- ③ 不活化部品に不具合が生じた場合は、サービス事業者にて復元する。
- ④ 安全基準が有り、特定な人が常時いる場所は、指定エリアとならない場合があります。
- ⑤ 不活化部品の設置が困難な場所は、指定エリアとならない場合があります。
- ⑥ 不活化部品に使用する電力はお客様にて負担とする。
- ⑦ 契約終了後は、無償譲渡とする。
- ⑧ 不活化部品を設置し、工事不備による落下等で第三者的被害が生じた場合は、サービス事業者にて責任を負う。

Ⅲ.しくみ

★指定エリアにて新型コロナウイルスへの感染が発生したと認められた場合はサービス料を全額返金する。

例：サービス料は12万円/ポイント、1年目5割、2年目5割とし前払いとする。（支払い方法は、サービス事業にて決定する）

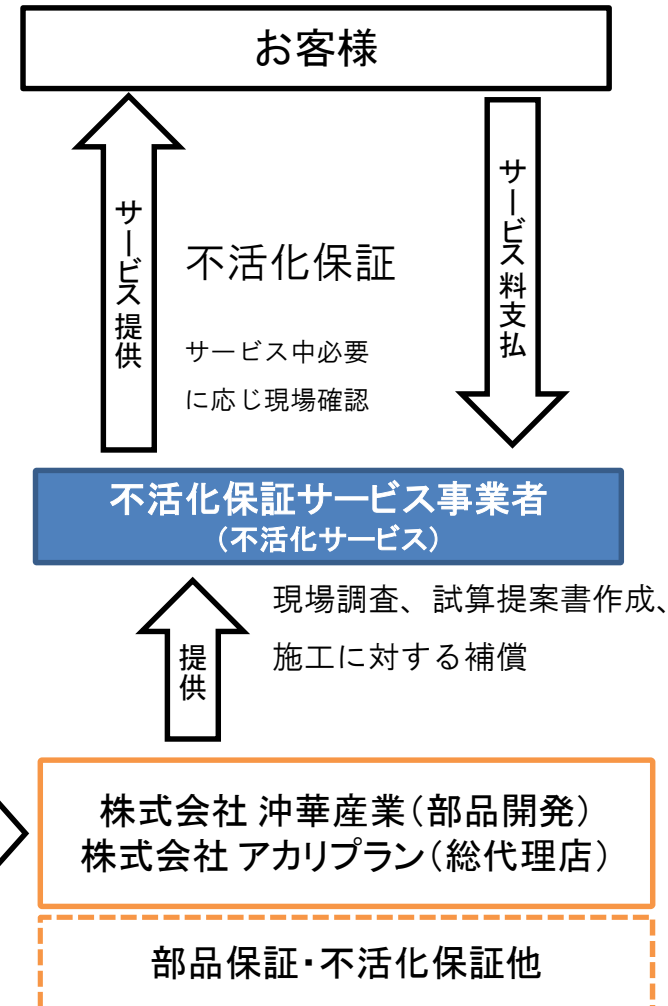


サービス構築、試算提案書(案) 契約書(案)、部品開発アドバイス検査など

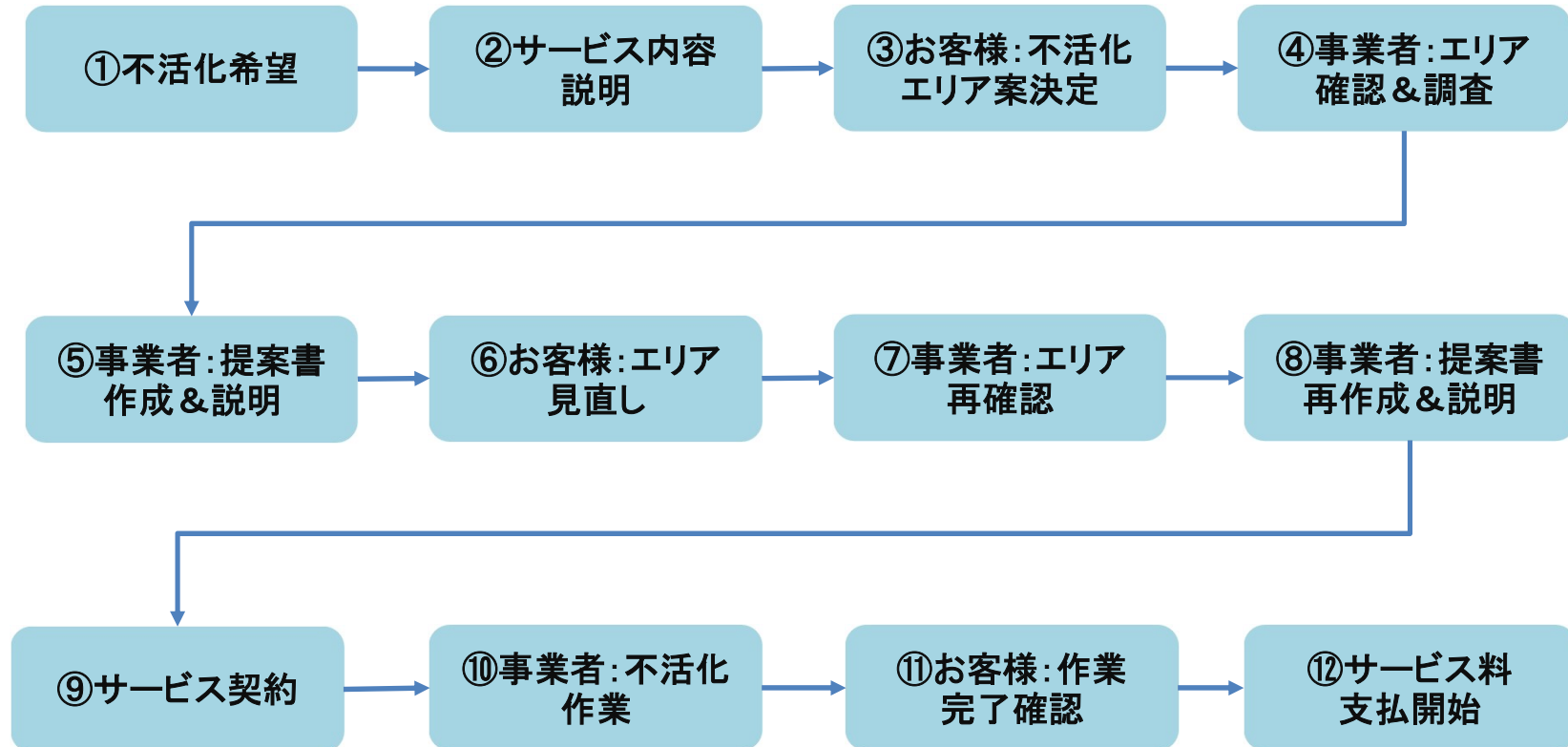
提供

株式会社 沖華産業(部品開発)
株式会社 アカリプラン(総代理店)

部品保証・不活化保証他



IV. 新型コロナ不活化保証サービスの流れ



V.契約内容1/3

1. 不活化保証サービス期間中に、保証エリアで新型コロナウイルスへの感染が確認され証明された場合、もしくは不活化に効果がないと証明された場合は頂いたサービスの全額を返金する。また不活化を確実にするための改善はサービス事業者の負担とする。
2. 不活化保証サービスの料金の支払いは、不活化サービス事業者が試算提案書の支払明細請求により、確認して支払うものとする。
3. 施設調査からサービス準備中とサービス期間中の安全は、サービス事業者で責任を持って確保する。
4. 不活化方法の全ては、準備中及びサービス期間中の故障対応は、サービス事業者で補償する。
5. サービス事業者責任による第三者への損害は、P L 保険及び工事保険で対応する。
6. 不活化方法の電気使用料はお客様にて負担する。
7. 支払い遅延の場合は、年利15%（日割りは365日で割る）を上乗せ請求します。
8. 契約期間中、不活化方法に不具合が発生した場合は、サービス事業者で負担する。

V.契約内容2/3

9. 契約期間中、装置の不具合がお客様の責任による場合は、お客様で負担する。
10. お客様の都合による部屋の用途等を変更する場合は、事前にサービス事業者へ連絡しなければならない。また、方法の変更が必要な場合は、お客様にて費用を負担する。
11. お客様による不活化方法の変更等を行ってはいけない。
12. サービス事業者の都合による整備の遅延及び中止、又は、サービス期間中の変更による損害は、サービス事業者で負担する。
13. 契約期間には、サービスの準備期間は含まない。
14. 試算提案書、工程表の通り責任を持って施工する。
15. サービス事業者の都合でサービス事業放棄(倒産等)の場合は、不活化方法など無償譲渡する。
16. 契約期間は2年間とする。
17. 契約期間終了後、装置等は無償譲渡する。(修理や取り外しは有料とする)
18. お客様都合でサービス事業を中断の場合は、契約期間支払いを2年間継続する。

V. 契約内容3/3

19. 災害や紛争の予期せぬ事態で不活化方法が破損した場合は、お客様で負担する。
20. 施工やサービス実施の為の施設への立ち入りは、申請により許可するものとする。
21. 瑕疵が確認された場合、試算提案書に従ってサービス事業者の負担で改修する。
22. 不活化エリアでの保証条件として、手の消毒やマスクの装着を義務付けやソーシャルディスタンスを厳守する。
23. 紫外線発光部の寿命による取替は別途費用(サービス料には含まれない) となります。

VI. 不活化方法について

1. 人に安全な装置（波長210nmを超え230nm未満）で新型コロナウイルスを不活化する。
2. 高性能空気洗浄機にて新型コロナウイルスを不活化する。
3. サーマルカメラ（マスク非着用注意メッセージ付き）による注意喚起。
※空気清浄機、サーマルカメラはオプションです。
4. 換気が不十分の場合は改善を行う。
5. その他不活化方法も取り入れ新型コロナ不活化トータルサービスを行う。